

報告第 9 号

令和 5 年度総社市健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により，令和 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて市議会に報告する。

記

1 健全化判断比率

(単位 %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
総社市	—	—	6.5	—
早期健全化基準	12.62	17.62	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合，及び将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載

2 資金不足比率

(単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率	
	総社市	経営健全化基準
国民宿舎事業費特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	〃
工業用水道事業会計	—	〃
下水道事業会計	—	〃

備考 資金不足額がない場合は「—」と記載

令和 6 年 9 月 2 日提出

総社市長 片岡 聡 一

報告理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により，令和 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。